

令和 7 年度版

入園のしおり



豊田市立杉本こども園

1年間大切に保管してください

も く じ

1 教育及び保育の基本理念	-----	P. 1
2 めざすこども像・教育及び保育目標	-----	P. 1
3 保育時間	-----	P. 2
4 一日の保育内容	-----	P. 3
5 食事とおやつ	-----	P. 4
6 行事について	-----	P. 7
7 健康管理	-----	P. 8
8 家庭の協力	-----	P. 12
9 災害等の発生が予測される場合の登降園等	-----	P. 13
10 保育料等	-----	P. 15
11 状況が変わった場合の手続きについて	-----	P. 22
12 保育支援アプリの利用	-----	P. 23
13 その他の取り組み	-----	P. 24
14 その他の注意事項	-----	P. 26
15 お願い【幼児】	-----	P. 27
持ち物及び準備するもの	-----	P. 28
16 お願い【乳児】	-----	P. 31
持ち物及び準備するもの	-----	P. 33
こども園等一覧表	-----	巻末

1 教育及び保育の基本理念

こどもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。

その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のあるこどもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

2 めざすこども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、こどもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざすこども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

めざすこども像

- ・ 心身ともにたくましく、生き生きと活動するこども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶこども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり、考えたりするこども

教育及び保育の目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中でこどもの様々な欲求を満ち、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的な生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する

杉本こども園 園目標 “生き生きと遊び

心豊かに感じる子”

生き生きと
活動する子

愛情をもち、友達
と関わって遊ぶ子

自分で考え
行動する子

3 保育時間

こども園の保育時間は以下の4つに分かれます。基本的な保育時間は午前8時30分から午後3時まで（月曜日から金曜日）です。早朝・延長・土曜日保育を実施している園もありますので、仕事等の状態に応じ、最長で午前7時30分から午後7時まで（月曜日から土曜日）の保育が可能です。早朝保育等の時間は園により異なります。詳しくは、巻末のこども園等一覧で御確認ください。

◆早朝・延長・土曜日保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。

早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。

なお、早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の前月25日までに園へ申請書を提出してください。原則、利用月中の変更はできません。

家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前8時30分から午後3時（月から金）】のみ利用が可能です。

●留意事項

- (1) 入園当初は、園での生活に慣れるまでこどもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。
- (2) 登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。
- (3) 家庭での親子のふれあいが、こどもの成長にとって、とても大切です。
家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。

4 一日の保育内容

乳児（3歳未満児）	時 間	幼児（3歳以上児）
早朝保育	7：30	早朝保育
登 園 ・観察、検温、所持品の整理	8：30	登 園 ・観察、所持品の整理
遊び、生活	9：00	遊び・活動 ・自発的な遊び
お や つ	9：30	・課題のある活動
昼 食		
昼 寝	12：00	昼 食
	13：00	遊び・自発的な活動 昼寝 (3歳児…4月～12月頃) (4・5歳児…夏季休業保育のみ) ※土曜日は通年昼寝あり
お や つ	14：00	
降 園	15：00	降 園
	17：00	
延長保育最終降園	18：00	延長保育最終降園

5 食事とおやつ

給食は、こどもの発達に合わせ、乳児（3歳未満児）、幼児（3歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は家庭に配布します。

〈乳児食〉

- 献立表を基に、乳児の発達に合わせ、食べやすいように配慮しながら調理員が提供します。
- 必要な栄養をとりながら、いろいろな種類の食べ物や料理を味わい、食べる喜びを持てるようにします。また、保育者や友達と一緒に食べる楽しさを体験したり、スプーンやフォークを使って自分で食べようとする意欲を育てます。
- おやつは、午前と午後にあります。

〈幼児食〉

- 給食センター等から調理・配送されます。こどもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事をするにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。

〈その他〉

- 食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。詳細は園に御相談ください。
- 園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合があります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
- 献立内容等は各園の行事等で多少異なることがありますので、御承知ください。
- 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3～5歳児について、給食センター等休業日、平日の園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。
- 給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。

豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるように、以下の対応をとっています。詳細については園と御相談ください。

1 対応方針（乳幼児共通）

◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。

食品の量、調理方法等によつての対応は原則行いません。

◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。

給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いします。

◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。

コンタミネーション[※]等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合があります。

2 乳児給食について

◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。

◆原則、園で除去食、代替食を提供します。

◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

3 幼児給食について

◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。

◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。

無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。

◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。

・そば、落花生(ピーナッツ)、くるみの使用はありません。くるみを除くナッツ類、キウイフルーツ、いくら、あわびについて、食材そのものは使用しませんが、加工品や調味料に微量に含まれる場合があります。

・給食センター等で調理する料理については、75℃で1分間以上加熱したものを提供しています。ただし果物は生で提供する場合があります。

◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。

◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いします。

お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。



②医療機関を受診する。



③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を
医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。



もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましょう

食物アレルギーと間違いやすい症状



ヒスタミンによる 食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚
中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、
じんましんなどの症状が出ます。

乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかが
ゴロゴロすることがあり
ます。これは、消化不良
による症状です。



やまいもやきゅうり等 による「仮性アレルギー」

野菜や果物の中には、食物アレル
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起
こす成分が入っているものがあります。



※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性
皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると
言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

6 行事について

集団生活を通してこどもの成長、発達等を促すため、おおむね次のような行事を行っています。

★印は、保護者参加の行事です。

月	行事名	月	行事名
4月	(1日) 乳児・3歳児昼寝開始(進級児) ★(10日)入園・進級式 (新3歳児・幼児新入園児は保護者参加) (10～16日)慣らし保育 (24日)六所山野外体験学習(5歳児) (25日)こどもの日を祝う会	10月	(20日)こども運動会 ★(22日)運動会 ★(23日)運動会(予備日) ★(24日)運動会(予備日) (29日)人形劇
5月	(22日)ボールクリニック(5歳児) ★(22日)敷島小合同お迎え訓練 (23日)交通安全学習センター学習 (4・5歳児) ★(30日)乳児・3・4歳児保育参加・ クラス懇談会	11月	(28日)こども発表会
6月	(10日)プール開き ★(13日)5歳児保育参加・クラス懇談会 (26日)防サイ君(地震体験)	12月	★(3日)にこにこ発表会 ★(5日)わくわく発表会 (16日)お楽しみ会 (18日)もちつき
7月	(7日)七夕会 (15日)交流保育《上鷹見にて》 (5歳児)	1月	(7日)新年お楽しみ会 (9日)鏡開き ★(13～19日)幼児個別懇談会 ★(23日)幼児保育参加・子育て講座
8月		2月	(3日)豆まき ★(20日)令和8年度入園進級説明会 (26日)もちばな作り
9月	(24日)ぬくもりの里訪問(4・5歳児)	3月	(3日)ひな祭り会 (6日)お別れ会 ★(23日)5歳児修了証書授与式 (23日)在園児修了式
その他	・不審者訓練・リスク回避プログラム等		
毎月	誕生会・交通安全指導・避難訓練		

7 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。こどもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合ってこどもの成長を見守ることが必要です。園でこどもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

(1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上のこどもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をとる」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。

大人中心の生活ではなく、こどもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

(2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。こどもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけではなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

(3) 日頃の健康管理について

- ① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん
関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している病気等
- ② 熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。
- ③ こどもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第にこども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、こどもは代謝が激しく、汗をかきやすいので水分を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

(4) 体調が悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、**こども**の病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

こんな時は家で様子を見て、早めに受診しましょう。

- ぐずる、泣いてばかりいる
- 元気がなく、食欲がない
- 熱がある
- ぐったりしている
- 下痢、嘔吐がある
- 痛がる
- 湿疹などのブツブツがある
- 朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

※こどもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、**こども**の表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。

(5) 薬の使用について

園では、原則、こどもに薬を飲ませる、塗る等はいりません。

- ・保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施して下さるようお願いいたします。
- ・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能かを相談してください。
- ・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。

(6) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

病児保育室

すくすくの森 (すくすくこどもクリニック隣) 豊田市東山町 2-2-9 TEL80-1633

ぴよっこ (豊田厚生病院内) 豊田市浄水町伊保原 500-1 TEL43-5082

ぴーぽらんど (トヨタ記念病院) ※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院のホームページで確認してください

(7) 園での定期健康診断等について

- ① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。(内科、歯科、尿検査、視力検査(年中・年長のみ))

診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。

- ② 相談事項等があれば事前に配布する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。
- ③ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、この健康診断とは内容が異なりますので、別に市から届いた通知に従って必ず健診を受けてください。

(8) 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

＜こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。＞

- ・ 発熱や頭痛、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- ・ いくつかの症状が重なって見られる
- ・ 食事や水分がとれない
- ・ いつもと様子が違う
- ・ 地域の感染症の流行状況から判断した場合

(9) 感染症について

- ① こどもが感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となる場合があります（学校保健安全法施行規則18条）。
- ③ 登園停止となった感染症の内、治ゆした証明が必要な場合があります（下表1のとおり）。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。

豊田加茂医師会加盟医療機関に「治ゆ証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料（証明料）は、豊田市で負担します。

（豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治ゆ証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。）

- ④ 感染力が非常に強い感染症（インフルエンザ等）については、感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知ください。
- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。
- ⑥ 清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

表1 治ゆ証明書が必要な感染症 (R6.11 時点)

感染症		登園停止期間の基準
治ゆ証明書が必要な感染症	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	※インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
	※新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間が経過するまで
伝染性紅斑（りんご病） とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、 感染性胃腸炎 等	治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。	

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の治ゆ証明書は、令和6年度末現在不要ですが、今後変更する場合は連絡します。治ゆ証明書の有無にかかわらず、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

(10) 新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

8 家庭の協力

(1) 登降園について

- ① 時間は守ってください。
- ② 登降園は安全な道を選び、毎日決めた道を通りましょう。また、歩くときは必ず手をつなぎましょう。
- ③ 登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。門扉は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。
- ④ 中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は事前に連絡してください。
- ⑤ 欠席する時や、長期欠席後登園する時は事前に連絡してください。
- ⑥ 車を利用される場合は、下記のことを守ってください。
 - 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
 - 車上ねらいが多発していますので、車内にはバッグ等を絶対に置かないようにしてください。
 - 車からは親が先に降り、必ずこどもの手をつないでください。
 - 車中にこどもを残さないでください。

登降園の受付を始め、園への連絡などは保育支援アプリ(コドモン)にて行います。

※詳細は、各園から別途案内させていただきます。御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

(2) 生活習慣について

- ① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
- ③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
- ⑤ 安全の習慣を身につけましょう（交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止）。
- ⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
- ⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

(3) 休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年の1月3日まで）、災害等の発生が予測される場合です。なお、土曜日については園によって異なりますので、巻末のこども園一覧表を参照ください。

9 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めておりますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。

- ・西三河北西部 ⇒ 豊田市西部（下記以外の地区）
- ・西三河北東部 ⇒ 豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区）

杉本こども園は
『豊田市東部』です

◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

- ①警報が発令されて午前6時まで解除された場合は、平常通り保育します。
- ②午前6時まで警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。
- ③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。
- ④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、こどもの危険防止に努めてください。
※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。
※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

◆給食について

- ①午前6時まで暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。
なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。
- ②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。
この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時までに、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。
※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。
※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。
※豊田市から「警戒レベル3・4・5」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

◆地震が発生した場合

- ①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。
- ②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。
- ③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

◆Jアラートが発信された場合

- ①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。
- ②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

杉本こども園は『土砂災害警戒区域』に指定されています。警戒情報が発令された場合は、休園となります。

1 『土砂災害警戒情報』が発令された場合

- ① 園は休園とします。
- ② 警戒情報が解除された後も、災害の状況及び気象・通園路状況等に係る情報収集に努め、園が安全に登園できると判断するまで登園は控えてください。

2 園児の登園後に発令された場合

- * 速やかにお迎えをお願いします。
- * 子どもの安全を第一と考えますので時間によっては、給食を食べずに帰る場合があります。また場合によっては給食を中止できないこともあります。

園児の動きと迎えの方法

- 1 降園準備をする
- 2 園玄関で待機・点呼等(保護者：車で玄関前まで迎え)
- 3 【状況により】敷島農村環境改善センター(敷島会館)へ徒歩で移動

※保護者の皆さんは、迎えの時間によって子どもさんの居場所が変わることを御理解ください。

※大雨の中での降園が予想されます。できるだけ早めにお迎えに来てください。

3 暴風警報又は特別警報が発令されていないが、大雨等異常気象により園児の安全確保に困難が予想される場合

- ・発表される注意報、警報等の気象情報を把握するとともに、気象・通園路状況等から判断し敷島小学校・保育課と協議の上、保育中止等の決定をし、連絡します。

4 大雨による通行規制が発令された場合

- ・園は通常保育を行います。が、規制される時間によって給食が中止となります。

午前6：00以前に解除	給食あり
午前6：00以降に解除	弁当持参

※中学校もしくは小学校の決定を受け、給食中止の場合は園から家庭にコドモンで連絡をします。

【新入園児】※既に登録済みの方は、再登録は不要です。

※『旭中学校きずなネット』の登録をお願いします。(4月にお知らせをする予定です)

※『敷島小学校きずなネット』の登録をお願いします。(道路状況や警報や防災時に給食の変更などあるため…4月にお知らせをする予定です)

※こども園からの連絡は、『コドモン』でします。

園児の安全確保を優先する為コドモンへの配信がすぐにできない場合があります。日頃から気象情報に御注意ください。

10 保育料等

こども園等の保育料

(1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

【A】基本保育時間	午前8時30分から午後3時まで（月～金曜日）
【B】早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくはこども園
【D】土曜日保育時間	等一覧を参照してください。

7:30	8:30	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
早朝 保育 時間 【B】	基本保育時間【A】（月～金曜日）		延長保育時間【C】			
	月額料金は市民税所得割額等による		月額			
月額 1,000 円	土曜日保育（基本保育時間土曜日）【D】		→ (16:00まで) 1,000円			
	※一部の園は正午まで		→ (17:00まで) 2,000円			
←	月額 1,600円（正午までの園は800円）		→ → (18:00まで) 3,000円			
			→ → → (19:00まで) 4,000円			

※記載の金額は乳児（0～2歳児）の料金です。幼児（3～5歳児）の料金は0円です。

(2) 【A】基本保育料

平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があり、実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

階層	市民税所得割額	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護世帯	0円	0円
B01・B91	市民税非課税		
C01・C91	48,600円未満		
C02・C92	57,700円未満		
C03・C93	77,101円未満		
D01	97,000円未満	12,000円	
D02	169,000円未満	15,000円	
D03	301,000円未満	32,000円	
D04	301,000円以上	37,000円	

(3) 【B～D】早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という。）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

ア 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

イ 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

ウ 申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

エ 保育料

	0～2 歳児（D階層のみ）	・0～2 歳児 （A～C階層） ・3～5 歳児
【B】 早朝保育料	月額 1,000 円を加算 ※午前 8 時から午前 8 時 30 分までの園は月額 500 円の加算	0 円
【C】 延長保育料	1 時間ごとに月額 1,000 円を加算	
【D】 土曜日保育料	月額 1,600 円を加算 ※午前 8 時 30 分から正午までの園は月額 800 円の加算	

オ その他

幼保連携型認定こども園の 3～5 歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、延長保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

基本保育料の算定方法

(1) 基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

ア 父	
イ 母	
ウ 家計の主宰者	父、母ともに市町村民税非課税の場合は、 父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生以上の兄弟のうち、最も市町村民税額が高い方

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

(2) 基本保育料の階層

こども園等の保育料（2）【A】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

(3) 保育料の多子軽減 ※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用
 多子世帯においては、そのこどもが何人目のこどもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

【兄弟判定】

生計を一にする兄弟をすべてカウントして何人目のこどもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

【0～2 歳児 保育料の多子軽減表】

	階層	基本保育料	延長保育料等
第1子	D01 以上	軽減なし	軽減なし
第2子	D01 以上	半額	半額
第3子以降	D01 以上	0円	0円

(4) 基本保育料の再算定

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。
 毎年9月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、9月分から保育料が変わることがあります。



- ※1 令和6年度市民税所得割額とは令和5年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。
- ※2 令和7年度市民税所得割額とは令和6年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。

保育料の支払方法

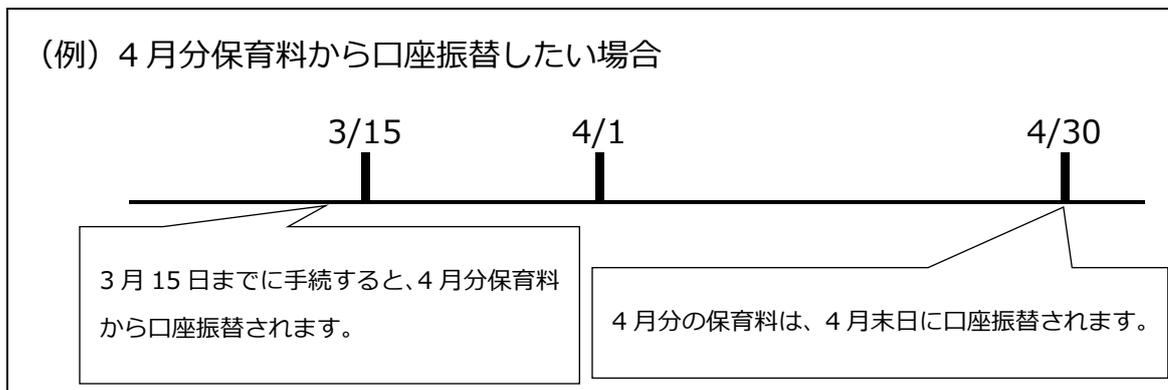
保育料の納付は口座振替をお願いします。

(1) 手続

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼・自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。
 なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。
 毎月15日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

(2) 振替日

毎月月末（ただし12月は25日）に当月分保育料を振替します。
 ただし、振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日です。



(3) その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へお問合せください。

令和7年度の振替日は以下のとおりです。

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
日付	4/30	6/2	6/30	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	12/25	2/2	3/2	3/31

※延長保育等利用によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については、対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。(再振替は対象月毎に1回のみ)

春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します(一部の園を除く)。

(1) 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

(2) 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書(園で配付)
- ・要件証明書(就労証明書等)

(3) 申込み

事前に利用希望調査を行います。

春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の25日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

(4) 春季休業保育及び夏季休業保育期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

区分	利用しない期間	各月の基本保育料	
春季休業	卒園式※翌日～3/31	3月	基本保育料×16/25
	4/1～入園式※前日	4月	基本保育料×16/25
夏季休業	7/21～7/31	7月	基本保育料×16/25
	8/1～8/31	8月	0円

※公立こども園以外の場合、園によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。
その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。詳しくは園に御確認ください。

(5) その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない(1号認定)場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

給食費等その他費用（保育料以外に毎月かかる費用）

以下の支払については、「12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

(1) 災害共済制度（日本スポーツ振興センター）

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。共済掛金（保護者負担額）は年額 240 円又は 200 円です。（園によって異なります。）

※豊松、上鷹見、則定、冷田、大蔵、杉本こども園については、制度上、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入できないため、民間損害保険会社の傷害保険に加入いたします。保険料（保護者負担額）は、日本スポーツ振興センターに準じます。

(2) 給食費

豊田市では、公立こども園に通園する3歳児～5歳児の給食費について、令和6年度から無料になりました。また、アレルギーや宗教・信条等の理由により弁当を持参される場合は、代替給付を行っています。代替給付の詳細は、豊田市ホームページをご参照ください。

該当ページへの二次元コード→



URL: <https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodatehien/teate/1060283.html>

保育料等の未納

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

(1) 延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。
詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(2) 児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等
給食費の未納分（令和5年度以前の滞納分）

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てる場合があります。
児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

(3) 滞納整理業務を市債権管理課へ移管

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(4) 入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園したこどもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

幼児教育・保育の無償化（参考）

3歳児から5歳児（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで）及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児のお子様は、こども園等の利用料が無償化となります。

無償化の給付を受けるためには、認定申請が必要な場合があります。制度概要等を御確認ください。

なお、認定決定が利用日に間に合わない場合は、認定決定までの利用料は無償化の対象外となります。

各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

分類	対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則不可。市外施設も対象)	保育要件あり ※1 (共働き等)		保育要件なし (専業主婦(夫)等)	
		利用料	在籍園での 預かり保育	利用料	在籍園での 預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり、美里	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×
②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ）	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 (放課後等デイサービスを除く)	○ 分類①から⑥との併用可			

※1 保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月 60 時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月 60 時間以上）、通園・通学の付き添い（月 60 時間以上）、求職活動、災害

※2 満3歳を含む

※3 月 1.13 万円まで。満3歳児の住民税非課税世帯の場合は月 1.63 万円まで。

※4 月 2.57 万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月 3.7 万円まで。0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の場合は月 4.2 万円まで。認可外保育施設は市HPに無償化対象施設の一覧を掲載。

1 1 状況が変わった場合の手続について

【具体的な手続の例】

状況	教育・保育給付認定 変更申請書	要件証明書	時間外変更 申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合	○	-	-	-	【期限】変更になった翌月 1 日
市外へ転出する場合	-	-	-	○	【期限】退園日の 1 5 日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止 停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた 場合	○	-	-	-	【期限】変更になった翌月 1 日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後 2 か月経過 ・診断書内期間を終了 ・退学 等	○	○	-	-	新しい要件証明書 ※入園要件不要学齢は教育・保育給付 認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、 求職活動開始後 2 か月以内に就労証明 書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更する 場合	○	○	-	-	就労時間・育休期間等全項目の変更に 必要
早朝保育及び春季休業保育等の 申込み、変更及び取消し	-	○	○	-	【期限】利用前月の 2 5 日 ※就労要件の場合の就労証明書を事業 所に証明してもらう必要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手続が必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5歳児が2月2日以降に転出する場合は、3月末（卒園）まで登園可能です。

◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労等実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。(旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。)

- ・ 1月の間（31日以上）連続して欠席したとき。
- ・ 3月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、及び卒園式の翌日から3月31日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします。）。

コドモン

〈活用する主な機能〉

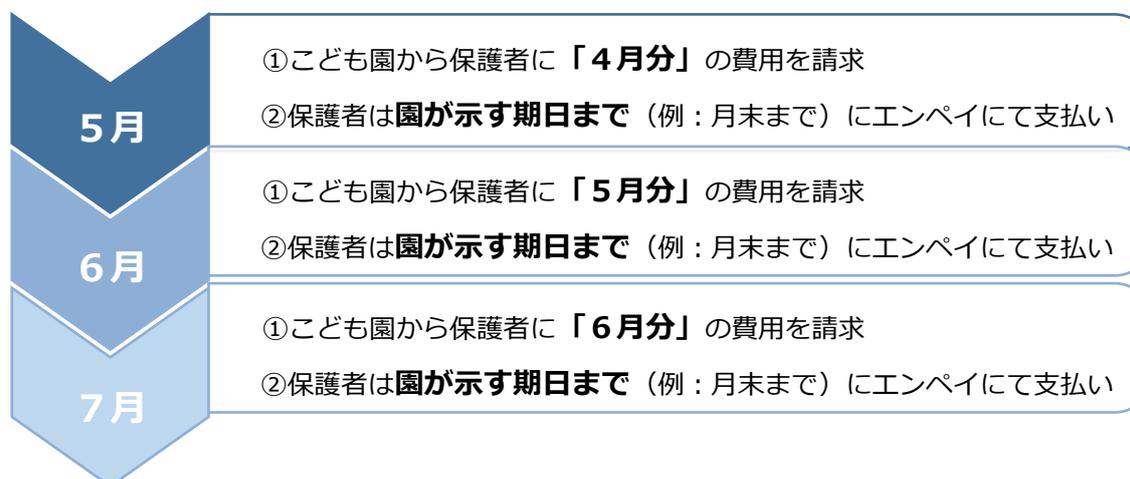
	機能名	使用用途
1	登降園管理	登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。
2	給食申請	給食を申請する際に使用します。
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。
5	行事予定	各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。

※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うこととなりますので、忘れずに登録をお願いします。

エンペイ

諸費（絵本代など）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

〈支払の流れ（例）〉



13 その他の取組

紙おむつのサブスクについて

(運用開始：令和4年度)

公立こども園では紙おむつのサブスクを利用することができます。利用を希望される場合は、提供事業者のお申込みフォームからお申込みください。(希望者のみ)

(1) 対象

公立こども園の0～2歳児

(2) 利用方法

本サービスの事業者(BABY JOB株式会社)と各自で契約を結ぶことで利用可能。

QRコードまたはコドモンのリンク集から登録をして下さい。

【コドモン】アプリ内の「その他」メニュー → 施設からのリンク集

(3) 利用料金

1か月2,508円(税込)(令和6年12月現在)

(4) 紙おむつ・おしりふきの種類

紙おむつ：マミーポコ

おしりふき：ムーニー

(5) 登録期限

利用開始の前月25日まで(4月入園の場合、3月25日まで)

25日を過ぎて登録した場合は、園の先生に「おむつのサブスクを登録しました。」とお声掛けください。なお、日割り計算はできないため、月途中開始の場合は御注意ください。

(6) 解約について

前月の月末までにBABY JOB株式会社の専用ページから解約手続きを行うと、翌月から利用停止ができます。(日割り計算はありませんので、月途中解約でも1か月分料金が発生します。)

お申込みフォーム



お昼寝ベッドについて

(運用開始：令和5年度)

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面(各種感染症対策等)の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的としてお昼寝ベッドを導入しています。

(1) 対象

公立こども園の0～3歳児

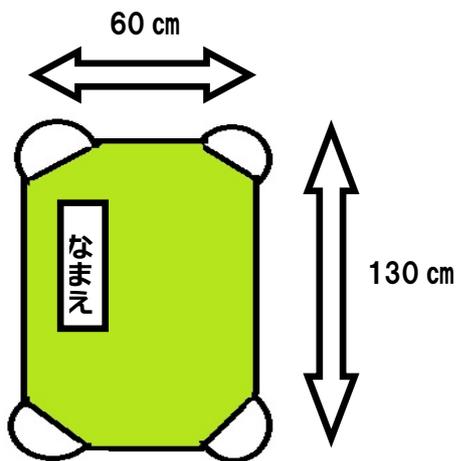
(2) 導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

こども：衛生環境の向上<新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 など>

(3) 家庭で用意していただくもの

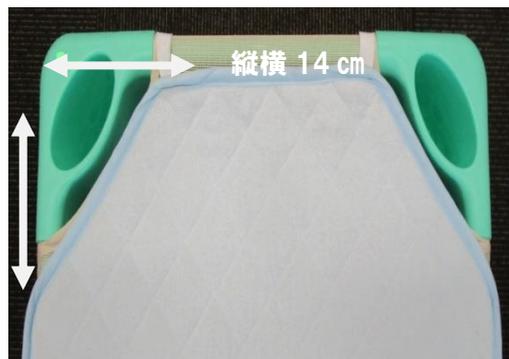
○お昼寝ベッド用シーツ 2枚(洗い替え用)



【作成する例】

- ・ベッドの大きさにあった左のサイズのものを市販品又は作成してご準備ください
- ・生地は自由です
- ・作成する場合は、
 - * 布（タオル地、キルティング地など）
 - * ゴム 4 本（目安：横2~3cm×長さ 35 cmほど）
 - * 四隅を縦横 14 cmほど三角形に折る
 を使ってください
- ・シーツの左上に名前を付けてください

【市販品の例】



○掛布団に代わるもの

（夏）タオルケット （冬）毛布
季節によって使い分けてください。

○シーツ入れ袋

休みの前日にシーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、洗濯をして翌週にシーツ袋に入れて持ってきてください。エコバックなどのスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。名前を記入してください。



(4) その他

- ・枕は不要です。
- ・シーツや掛布団にかわるものは、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。
- ・ベッドのイメージ図とサイズ

【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm



14 その他の注意事項

- ① こどもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。
(携帯電話番号の変更など速やかに連絡してください。)
- ② 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動(結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など)、保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。
- ③ 保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。
- ④ こどものこと、保育に関することは、こども園にお気軽に御相談ください。
- ⑤ 退園される場合は、原則15日前までに申し出てください。15日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。

【欠席・遅刻の連絡について】

- ・登園時間が遅くなる場合、休む場合は、コドモンの『連絡』から『出欠申請』を選んで連絡してください。人数把握の関係上、**必ず9時まで**に連絡してください。

【お迎え時間・人について】

- ・コドモンの『連絡』から『お迎え』を選んで、お迎え時間と誰が来るかを入れてください。
 - ・お迎え時間・人の変更がある時は、コドモンが電話で連絡をしてください。コドモンの『その他』に入れていただいてもよいです。
 - ・例えば16:00が予定時間なら**16:00には保育室を出るということになります。**
- ※延長保育利用の方は、予定時間・申請時間になっていなくても、仕事が終了した時点で速やかに迎えにきていただくようお願いいたします。

【警告体温・降園体温について】

- ◆平常体温の最高体温から**5分増し**のところを**警告体温**とします。
警告体温は、体調不良の前兆である為、早目の休養が必要です。
- ・保育中に警告体温に達した場合や普段と違った様子が見られる場合は、保護者の方に連絡をさせていただくこともあります。
- ◆平常体温の最高体温から**1度増し**のところを**降園体温**とし、病児と考え家庭保育となります。
- ・保育中に降園体温に達した場合は、保護者の方に連絡をしますので速やかにお迎えをお願いします。早めに対処することで回復も早くなります。
- ・熱がなくても、咳がひどい、嘔吐や下痢をしている、皮膚疾患がひどい時なども家庭保育となります。

【姉兄児の入室について】

- ・兄姉児は感染予防のため、乳児室には入室できません。
登園時は幼児を先に、降園時は乳児を先にさせていただくとよいかと思えます。

【園内での飲食について】

- ・登園する際に、パンや飴、チョコレートなどを口に入れながら(食べて)来る子がいます。
口の中には食べ物が無い状態で登園してください。

【家庭の玩具等について】

- ・お子さんそれぞれに気に入った玩具やぬいぐるみ等があるかとは思いますが、おもちゃを持ってくると他の子が欲しがったり、離れ際に手放せなくなったりしますので、園には持ち込まないようお願いいたします。

15 お願い 幼児(3・4・5歳児)

1 登園前に行うこと

◎朝、起きたら家庭で検温をして、コドモンの『連絡帳』の『検温』に入力してください。

2 登園時に行うこと

(1) 受付け端末機(コドモン)にスマートフォンをかざす

- ・必ず保護者が行ってください(子どもや小学生は、行いません)

(2) お子さんを保育者に預ける

- ・親子で保育室まで行ってください。
- ・園生活に慣れてきたら、コドモンの所で保護者の方と離れて、子どものみで保育室まで行きます。時期につきましては、子どもたちの様子に合わせて、お知らせします。

早朝保育利用の方

- ・年間を通じて、保護者の方が保育室まで連れて行ってください。

3 降園時に行うこと

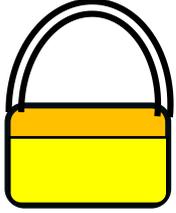
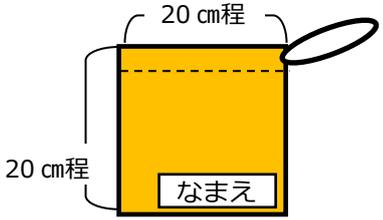
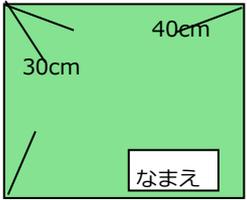
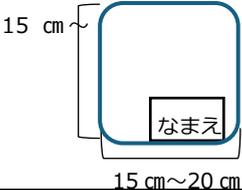
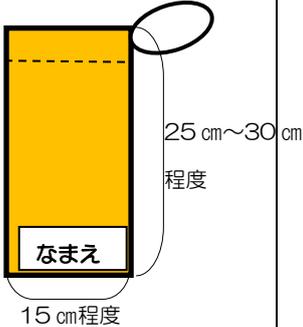
(1) 受付け端末機(コドモン)にスマートフォンをかざす

(2) お子さんのいる保育室に迎えに行く

4 金曜日(休み前)にすること

- ・お昼寝用ベッドシート(タオルケットなど)・シューズを持ち帰り、洗濯をする。
- ※急に休んだ次の日が休日の場合、保護者の方が取りにきてください。

持ち物及び準備するもの【幼児】

	用品名	用途説明	
1	通園用鞆	<ul style="list-style-type: none"> ・黄色の肩掛けタイプ ・箸セット・ナフキン・コップ等を入れます。 	
2	コップ	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製・持ち手つきのもの ・うがい、お茶や牛乳を飲む際に使用します。 ・安定感があり倒れにくく、シンプルなデザインで飾りのないものにしてください。 ・毎日持ち帰りますので、洗って清潔にしてください。 	
3	コップ袋	<ul style="list-style-type: none"> ・コップを入れます。 ・片ひもタイプで、コップの出し入れがしやすいサイズのものにしてください。 ・洗い替えがあるとよいです。 	
4	箸セット	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田市より支給されます。 ・ケース・スプーン・フォーク・箸それぞれに名前を書いてください。 ・毎日、洗ってください。 ・3歳児については、当初は箸を使いません。使用開始時期については、担任から連絡しますのでそれまでは家庭で保管してください。 	
5	ナフキン	<ul style="list-style-type: none"> ・給食時に食器の下に敷いて使用します。 ・食器が不安定になるので、キルティング生地は、やめてください。 ・バンダナ等の既製品は、サイズに合わせて加工してください。 	
	手・口拭きタオル	<ul style="list-style-type: none"> ・給食専用として、給食前の手洗い時に使用します。 ※ポケットの中のハンカチ・タオルはトイレや外遊び後の手洗い時に使用します。 ・食事中に口が汚れた際には口拭きとして使用します。 	
6	箸セット袋	<ul style="list-style-type: none"> ・箸セット・ナフキン・手口拭きタオルを入れます。 ・片ひもタイプにしてください。 ・右記のサイズを参考にして、出し入れしやすいようにしてください。 ※ナフキンは畳んで入れます。布に厚みがあったり、袋の口が狭かったりすると出し入れしにくいので扱いやすいものにしてください。 	
7	【5歳児のみ】 歯ブラシ	<ul style="list-style-type: none"> ・5歳児はフッ化物洗口と歯磨きをします。 ・使用開始時期は担任からお知らせします。 	

8	手提げ袋	<ul style="list-style-type: none"> ・園に置いておき、おたよりファイル、着替え等の持ち帰りに使用します。 ・キルティング地等の厚手の布製が扱いやすいです。 ・持ち帰ったら、翌登園日に持ってきてください。 ・名前は外側に見やすく書いてください。 							
9	シューズ	<ul style="list-style-type: none"> ・甲とかかとの2か所に見やすく名前を書いてください。 ・週末に持ち帰ります。洗って翌登園日に持ってきてください。 							
10	シューズ袋	<ul style="list-style-type: none"> ・シューズを入れます。 ・名前は外側に見やすく書いてください。 							
11	水筒	<ul style="list-style-type: none"> ・コップ式のものにしてください。 ※直飲みタイプ・ペットボトルは不衛生になるため不可です。 ・肩ひもの付いたものにしてください。 ・通年使用します。 							
12	お昼寝用寝具 (シーツ・タオルケット等)	<p>【3歳児】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月～12月頃まで昼寝をします。 ・お昼寝時は『お昼寝ベッド』を使用します。 ・ベッドシーツと掛けるもの(タオルケットや毛布)が必要です。詳しくは、P. 24. 25を御覧ください。 <p>【4・5歳児】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業保育中のみ昼寝をします。 ・『お昼寝ベッド』は使用しません。タオルケット・バスタオル等2枚(敷く用と掛ける用)を袋に入れて持ってきてください。 <p>【土曜日保育利用の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通年お昼寝をしますので、寝具を持ってきてください。 							
13	着替え袋 《避難袋兼用》	<ul style="list-style-type: none"> ・着替えが入るサイズのリュック型の袋を用意してください。 <p>【着替え袋の内容の目安】</p> <table border="1" data-bbox="422 1590 1260 1736"> <tr> <td>衣服(パンツ、肌着、ズボン、トレーナー、靴下)</td> <td>…3組</td> </tr> <tr> <td>タオル/ハンカチ/ティッシュ</td> <td>…1組(忘れた時のため)</td> </tr> <tr> <td>ビニール袋(1枚ずつ記名)</td> <td>…5枚(汚れ物を入れます)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※ビニール袋は持ち手つきの大きめのものにしてください。 ※使用したら、翌登園日に補充をお願いします。 ※季節に合わせて衣替えをしてください。 ※下着のパンツが無い場合は、園用の新品パンツを使用します。同サイズの新品パンツを返却してください。 ※下着パンツ以外の園の着替えを使用した場合は、洗濯をして返却してください。 	衣服(パンツ、肌着、ズボン、トレーナー、靴下)	…3組	タオル/ハンカチ/ティッシュ	…1組(忘れた時のため)	ビニール袋(1枚ずつ記名)	…5枚(汚れ物を入れます)	
衣服(パンツ、肌着、ズボン、トレーナー、靴下)	…3組								
タオル/ハンカチ/ティッシュ	…1組(忘れた時のため)								
ビニール袋(1枚ずつ記名)	…5枚(汚れ物を入れます)								

14	プール遊び 用品	<ul style="list-style-type: none"> ・水着・プールバッグ・ラッシュガード・プール帽子・タオル等を使用します。 ・時期がきたら、詳しくお知らせします。
15	体操服	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会には、体操服とズボンを用意してください。 ・『まるせん』で購入できます。 ・使用時期になりましたら、詳しくお知らせします。
16	【5歳児のみ】 エプロン 三角巾・マスク	<ul style="list-style-type: none"> ・クッキングをする際に使用します。 ・使用する際には担任から連絡します。左記の3点を袋に入れて持ってきてください。
17	リュックサック	<ul style="list-style-type: none"> ・弁当日や園外保育等に使用します。 ・お子さんの体に合った大きさを、出し入れしやすいものにしてください。

【弁当日セット】・・・リュックサック・弁当・敷物・おしぼり・水筒
 弁当日は、【弁当日セット】で登園してください。
 ※うがいは水筒のコップを使用しますので、普段持ってきているコップ袋・コップは不要です。

16 お願い 乳児ひよこ組(0・1・2歳児)

1 登園前に行うこと

◎朝、起きたら家庭で検温をして、コドモンの『連絡帳』の『検温』に入力してください。

2 登園時に行うこと

(1) 受付端末機(コドモン)にスマートフォンをかざす

- ・必ず保護者が行ってください。(子どもや小学生は、行いません)

(2) 入室前に手洗いをする

【手順】

- ② 乳児室入口の手洗い場で、親子共にハンドソープで手を洗う。
- ② 持参したタオル・ハンカチで手を拭き入室する。

- ・抵抗力の弱い乳児のため、外部からの雑菌を持ち込まないように行います。
- ・園のペーパータオルは、保育中に子どもが使用します。

(3) 帽子・靴下・防寒着を脱ぐ

- ・脱いだものは所定の場所に入れてください。

(4) 検温をする

【手順】①保護者の膝に子どもが座る。

②体温計を脇の下にしっかりつけて測る。

③表示された体温を消さずに検温表に記入する。

※体温計は、必ず保護者の方が扱うようにしてください。

※親子の大切な触れ合いの時でもあり、又正確に計測するためにも必ず膝に入れて計測してください。

(5) **体温計** **検温表** **すこやかノート**を保育者に見せる

- ・お子さんの様子を見ながら体調や機嫌を確認します。
- ・爪が長い場合は、切ってください。(保護者が切る)

(6) おしぼり・エプロンをケースに入れる

- ・『おやつ』『昼食』の用途別に分かれているのでそれぞれの場所に入れてください。

(7) おむつ替えマットをケースに入れる

- ・トイレに個々のケースが掛かっているので、そこに入れてください。

(6) おむつを替える

- ・登園前に交換していても、必ず確認してください。
- ・パンツの子、トイレトレーニングをしている子は必ず便座に座らせてください。

3 降園時に行うこと

(1) 受付端末機(コドモン)にスマートフォンをかざす

(2) 入室前にハンドソープで手を洗う

(3) 使用したものを持ち帰る

- ・使用済みのおしぼり、エプロン、おむつ替え用のマットを持ち帰る。
- ・排泄で汚れた衣類は、トイレの蓋つきバケツに入れます。中身を取り出した後、消毒液で拭いて裏返しにしておいてください。

(4) 衣類の不足分を確認する

- ・引き出しの中・おむつケースの中を確認して、足りない物は翌登園日に補充してください。

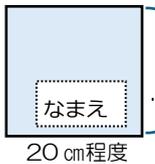
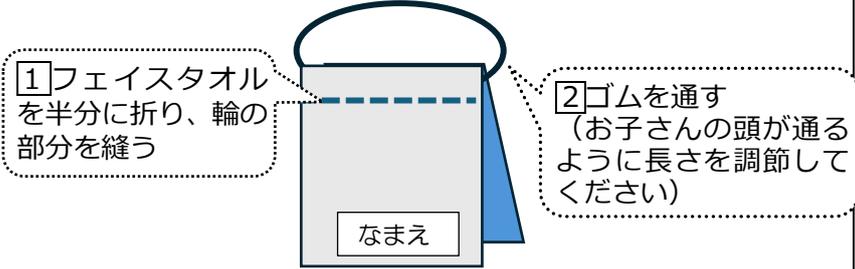
(5) すこやかノートを持ち帰る

4 金曜日(休み前)にすること

- ・お昼寝用ベッドシート(タオルケットなど)を持ち帰り、洗濯をする。

※急に休んだ次の日が休日の場合、シーツを保護者の方で取りにきてください。

持ち物及び準備するもの【乳児】

1	おしぼり	3枚	<ul style="list-style-type: none"> ・午前おやつ・昼食・午後おやつ・延長おやつ時に使用します。  <p>20 cm程度</p> <p>20 cm程度</p> <p>なまえ</p> <p>名前は、表面に見やすく書いてください。</p>
		(延長18:00まで利用の方) 4枚	
2	食事用エプロン	3枚	<ul style="list-style-type: none"> ・午前おやつ・昼食・午後おやつ時に使用します。 ・素材はタオル地にしてください。 ・ゴムが伸びてきたら、付け替えをお願いします。  <p>1 フェイスタオルを半分に折り、輪の部分縫う</p> <p>2 ゴムを通す (お子さんの頭が通るように長さを調節してください)</p> <p>なまえ</p>
3	使用済みのおしぼり・エプロンを入れる袋	1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・個人ロッカーのかご (A4サイズ) に被せてください。 ・濡れたものを入れますので、レジ袋やナイロン製のエコバッグなどにしてください。
4	紙オムツ	5枚~10枚	<ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつには、1枚ずつ記名をしてください。
5	おしり拭き	1個	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースは不要です。 ・取り出し口のカバーが100均などに売っているので、付けていただくことで乾燥が防げます。
6	おむつ替えマット	1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・オムツ交換や自分でオムツ・パンツを履くときに、お尻の下に敷いて使用します。 ・素材はタオル地にしてください。  <p>30 cm程度</p> <p>30 cm程度</p> <p>なまえ</p>
7	体温計	1個	<ul style="list-style-type: none"> ・脇で計測するタイプにしてください。 ・登園時に計測し、園で保管します。 ・記名をしてください。(ケースがある場合はケースにも記名)
8	すこやかノート (リングファイル)	1冊	<ul style="list-style-type: none"> ・A4サイズのファイル (2穴) 幅2~3cmのもの ・紙製だと破損しやすいので、プラ製をお願いします。 ・家庭と園の連絡用に使用します。 ・用紙を園で印刷して入れます。

9	お昼寝ベッド用 寝具	1組	<ul style="list-style-type: none"> ・お昼寝時は『お昼寝ベッド』を使用します。 ・ベッドシートと掛けるもの(タオルケットや毛布)が必要です。詳しくは、P. 24・25を御覧ください。
11	避難袋 (着替え)	1組	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時の持ち出し用として備えます。 <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">避難袋に入れておくもの</p> <p>【服上下・肌着・靴下を1セット、オムツ(パンツ)2枚 ビニール袋1枚】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のものを、巾着袋など口が閉まる袋に入れてください。 ・袋の外側に見やすいように記名をしてください。
トイレトレーニングが始まったら必要なもの			
1	蓋つきバケツ	1個	<ul style="list-style-type: none"> ・蓋つきで6リットル程度の大きさのもの。 ・汚れたパンツや衣類を入れます。
2	ビニール袋 (持ち手つき)	1袋	<ul style="list-style-type: none"> ・蓋つきバケツにセットして、衣類の持ち帰りに使用します。

《タンスの中に入れておくもの》

	内容	必要数
着替え類	肌着・服上下(季節に合わせて)・靴下	2～3組
予備品	おしぼり 食事用エプロン よだれかけ(必要な子のみ)	1枚 1枚 2～3枚
ビニール袋	持ち手のあるタイプの袋(レジ袋)	1パック

こども園等一覧 (地区別五十音順)

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	1	朝日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	2	五ヶ丘大和	五ヶ丘 2-19-1	88-1237	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	3	井上	井上町 9-60-1	45-5010	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	4	伊保	保見町榎堂坊 28	48-8188	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	5	いぼばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畝部西町伊勢神 1-1	21-0405	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	8	梅坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	9	永新	永覚新町 5-193	29-0732	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	10	大畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	11	大林	大林町 14-11-13	28-0012	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	12	上郷	上郷町郷下 15	21-1830	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	14	キッズハウスとよ	西町 1-76	36-5025	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	15	越戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	17	駒場	駒場町新生 69	57-2413	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	18	拳母	拳母町 5-58	32-0199	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	19	拳母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	20	浄光	宮町 3-64	32-3635	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	21	浄水ひかり	浄水町南平 101	63-5680	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	22	浄水松元	浄水町南平 100	45-6884	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	23	寿恵野	鴛鴨町畔畑 227	28-2403	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	24	住吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	25	青松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	26	第二いぼばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	30	高橋	水間町 4-155-1	88-8088	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	32	高美	若林西町長根 64	52-3706	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	33	竹村	中町経塚 4	52-8508	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	34	中央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	36	堤ヶ丘	堤町道仙 65	52-0166	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	37	寺部	上野町 1-173	80-2194	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	38	東海	神池町 2-1236	88-0599	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼

	40	透 成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5 歳児	—	午前 8 時 ~午後 4 時	正午まで	○	公保
地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能 な学齢	入園要件 が必要な 学齢	保育時間	土曜日 保育実 施	春・夏季 休業保 育実施	認可等
豊田	41	渡 刈	渡刈町 3-98	28-8300	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 7 時	○	○	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 6 時	○	○	公保
	43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分~午後 7 時	○	○	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分~午後 7 時	○	○	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分~午後 7 時	○	○	認(幼)
	46	豊 松	豊松町狐塚 120-4		3-5 歳児	—	午前 8 時 ~午後 4 時	正午まで	○	公保
	47	ナースーハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分~午後 7 時	○	○	小規模
	48	中 金	城見町須田口 6	41-2238	3-5 歳児	—	午前 8 時 ~午後 4 時	正午まで	○	公保
	49	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 6 時	○	○	公保
	50	名古屋柳城短期 大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分~午後 7 時	○	○	認(幼)
	51	根 川	下林町 7-41	32-1082	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 6 時	○	○	公保
	52	野 見	美里 5-19	80-0650	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分~午後 5 時	—	○	公幼
	53	林 丘	大林町 10-15-2	28-1074	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分~午後 7 時	午後 6 時 まで	○	認(幼)
	54	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分~午後 6 時	○	○	公保
	55	東保見	保見ヶ丘 4-6-1	48-2221	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 7 時	○	○	認(こ)
	56	東 山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 7 時	○	○	公保
	57	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5 歳児	—	午前 8 時 ~午後 4 時	正午まで	○	公保
	58	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分~午後 7 時	○	○	事業所
	59	平 井	百々町 4-20	80-2193	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 7 時	○	○	公保
	60	平 山	平山町 1-10-1	28-6187	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 6 時	○	○	公保
	61	広 沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 6 時	○	○	公保
	62	藤 敷	豊栄町 3-120	28-4717	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 6 時	○	○	公保
	63	保見ヶ丘	保見ヶ丘 5-1-1	48-1500	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分~午後 7 時	○	○	認(幼)
	64	本 地	本地町 2-51-1	27-2662	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 7 時	○	○	公保
	65	益 富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 6 時	○	○	公保
	66	松 平	九久平町築場 52	58-0070	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 6 時	○	○	公保
	67	丸 山	丸山町 3-30	28-0744	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 7 時	○	○	認(こ)
	68	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 7 時	○	○	認(こ)
	69	御 船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 6 時	○	○	公保
	70	宮 口	宮口町 2-50	32-6727	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 6 時	○	○	公保
	71	美 山	美山町 4-47-1	41-8812	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分~午後 7 時	○	○	認(幼)
	72	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分~午後 7 時	○	○	事業所
73	美 和	百々町 9-43	88-2230	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 6 時	○	○	公保	
74	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 7 時	○	○	認(こ)	
75	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分~午後 3 時	—	—	公幼	
76	竜 神	竜神町神田 60	28-8200	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分~午後 7 時	○	○	認(こ)	
77	若 園	中根町永池 192-18	52-3820	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 7 時	○	○	公保	
78	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 7 時	○	○	私保	
79	若 林	若林東町東山 47-1	52-8350	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分~午後 6 時	○	○	公保	
80	若 宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6 か月-5 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分~午後 6 時	○	○	公保	

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
藤岡	81	飯野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5か月-5歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	82	石畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	83	木瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	84	中山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	85	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
小原	86	大草	小原町北洞 268-2	65-2045	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	87	道慈	乙ヶ林町下立 122-1	65-2733	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
足助	88	足助もみじ	岩神町築瀬 25-1	62-0685	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	89	大蔵	大蔵町本城 13-1	64-2220	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	90	則定	則定町前田 5	63-2051	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	91	冷田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
下山	92	大沼	大沼町船橋 21	90-3021	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	93	東部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5歳児	—	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
旭	94	小渡	下切町下切 10	68-2766	3-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	95	杉本	杉本町三斗成 36	68-2701	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
稲武	96	稲武	武節町神田 96-1	82-2025	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保